

5. 子育て世代包括支援センターに関する研修

【目的】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援センターは、2020年度末までの全国展開を目指し、メンタルヘルス支援の充実といった更なる機能強化が求められている。本研修は、保健師等が子育て世代包括支援センターに関する最新の知見や動向、精神科医療機関と連携した支援の充実に活かすことを目的とする。

【対象】

- ・自治体母子保健担当者、子育て世代包括支援センターおよび関係する職員等

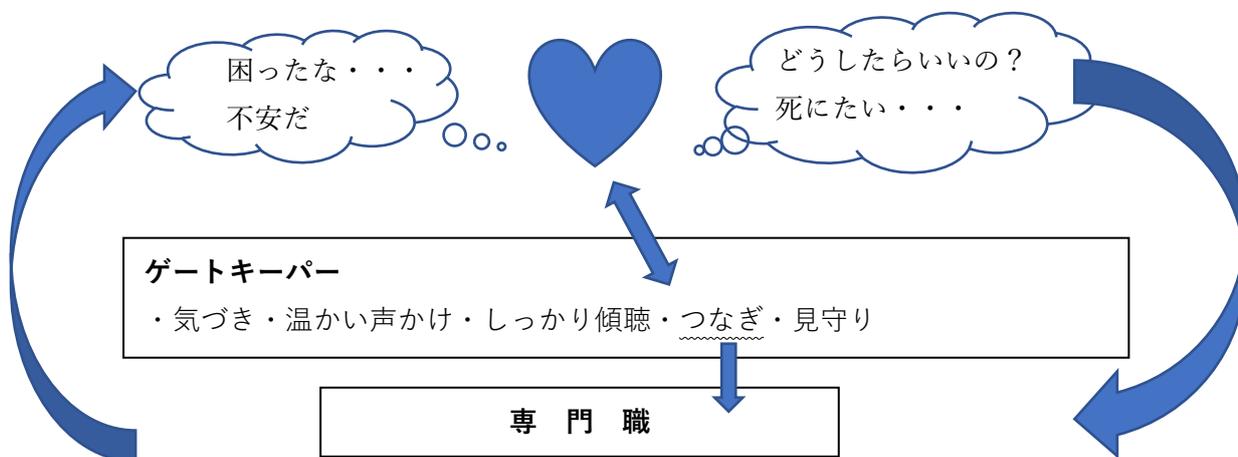
講義Ⅰ「子育て世代包括支援センターの効果的な進め方～メンタルヘルスケアと支援プラン～」

- 妊娠期からの子育て期にかけては、切れ目のない支援が必要。
 - ・物理的切れ目＝利用したくてもサービスがない、必要としているのにサービスを知らない。
 - ・心理的切れ目＝相談できる人がいない、本当の自分をわかってくれる人がいない。→専門職の特性を踏まえて、適切な信頼関係構築とアセスメントを行う。
- 母子保健法改正→子育て世代包括支援センターというシステムが法定化。産後ケア事業推進や支援プラン作成、虐待の予防・早期発見等に活用。
- 関係構築にあたっては、アセスメントに寄り過ぎず利用者に寄り添い、上下関係を感じさせることなくリスクと支援内容・スケジュールを共有することが大切。

講義Ⅱ「心に寄り添う面接と支援のあり方～精神科医療からのアプローチ」

- 周産期におけるメンタルヘルス…うつ病、精神障害、統合失調症における妊娠、不妊、産後うつ
育児ストレス

★支援のポイント：一緒に考える

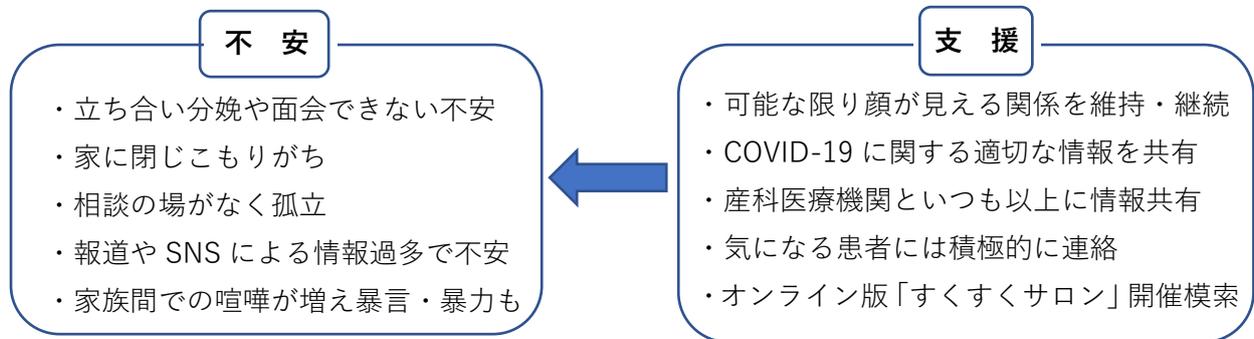


講義III「自治体と連携した妊産婦に対するメンタルヘルスケア」

○周産期グループとしての関わり

- ・母子同室での入院治療・すくすくサロン・産後ケア事業『ゆりかご』・ここサポとの連携

○COVID-19 と周産期メンタルヘルス支援



精神科医療機関、精神保健福祉士と連携した支援を行っている自治体による取組・事例発表

〈事例発表Ⅰ〉

○精神科医療機関との連携強化の利点

- ・妊産婦の支援方針に関する情報を共有でき、疾患の特徴や重症度に応じた適切な支援が可能
- ・妊産婦の精神的リスクの低下、保健師の支援困難感の軽減
- ・精神科・産科・小児科医療機関と行政の役割分担

〈事例発表Ⅱ〉

○妊娠出産包括支援実務者連絡会議・医療機関との要支援妊婦会議を実施

- ・母子保健担当課と児童虐待担当課（子ども支援課）との連携
- ・子ども支援課に配属されている精神保健福祉士、家庭相談員と連携し同行訪問の実施

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、関係機関（精神保健福祉士・医療機関）と連携することで支援の充実につながる

〈事例発表Ⅲ〉

○母子健康手帳交付時の専門職による全数面接（保健師、助産師）

○精神保健嘱託医を交えた多職種での事例検討→顔の見える健康づくりと、支援の方向性を共有

○病院と地域での連携を図ることで、医療機関の役割や地域での具体的な支援サービスの導入（産後ケア、養育支援訪問など）を検討することができる